

告 示

埼玉県川越県土整備事務所長告示第四十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和五年十月二十七日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年十月二十七日

埼玉県川越県土整備事務所長 落 合 誠

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 東京所沢線
- 三 道路の区域

新	旧	旧新別
所沢市大字久米字北久米二一七 一番八地先から同市大字久米字 北久米二一九二番九地先まで		区 間
二四・八〇ㄱ 四一・〇〇〇	二四・〇〇ㄱ 三四・八〇	敷地の幅員 (メートル)
四八・四〇		延長 (メートル)
		備 考